

「病院・診療所における麻薬管理マニュアル」の改訂点

※赤字下線が改訂された箇所です。

第3 麻薬の管理、保管(法第33条・法第34条)

- (4) 麻薬保管庫内には、麻薬のほか覚せい剤と一緒に保管することができますが、その他の医薬品、現金及び書類等と一緒に入れることはできません。(麻薬の出し入れを頻回に行う施設等にあつて、1日の間の麻薬の出し入れを管理するための書類(いわゆる棚表)を除く。)

第4 施用、交付(法第27条・法第30条・法第33条)

- (8) フェンタニル経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方・施用にあつては、次の手順によつてくださ
い。

- ① 医師は製造販売業者の提供する講習を受講してください。(製造販売業者は講習を終了した医師に対し当該医師専用の確認書を発行)
- ② 医師及び患者は処方時に確認書に署名してください。
- ③ 確認書の一方を医療機関が保管し、もう一方を患者に交付してください。
- ④ 薬剤師は患者から麻薬処方せんと共に確認書の提示を受け調剤してください。なお、確認書が確認できない場合には、処方医が講習を終了した医師であることを確認した上で調剤してください。

～～～上記小項目追加により、以降の小項目番号繰り下げ～～～

第6 記録(法第39条・法第41条)

2 帳簿の記載(法第39条)

- (2) 帳簿の記載に当たつては、次の事項に注意する必要があります。

- ⑬ 慢性疼痛緩和の目的でフェンタニル経皮吸収型製剤を払い出す際、また、転院等の理由で患者が携行した同剤を施設内で再利用する際には、帳簿の備考欄に、(慢)などと記載することにより、慢性疼痛緩和の目的での受け払いであることを明確にしてください。

麻薬帳簿(麻薬受払簿)の記載例4

品名 フェンタニル経皮吸収型製剤「〇〇〇」 2.1mg 単位 枚

| 年月日 | 受入 | | 払出 | 残高 | 備考 |
|-----------|----|------|----|----|---|
| | 卸売 | 患者 | | | |
| H23. 3. 1 | 30 | | | 30 | 〇〇会社から購入 製品番号 12345 |
| H23. 3. 2 | | | 1 | 29 | 〇山口男(カルテ No. 321) ※1 |
| H23. 3. 2 | | | 1 | 28 | □田△也(カルテ No. 432) (慢) ※2 |
| H23. 3. 2 | | (10) | | 28 | △川〇造(カルテ No. 543) (慢) 転入院時持参・継続施用 ※3 |

※1 入院中のがん性疼痛患者に施用した例です。

※2 入院中の慢性疼痛患者に施用した例です。麻薬管理者が処方医である場合以外は、確認書等により慢性疼痛患者であることを確認してください。

※3 慢性疼痛患者について、再入院、転入院により患者が持参した麻薬を引き続き施用する必要がある場合で、患者の手元で保管せず看護師詰所等で管理する場合の例です。

第7 麻薬の廃棄（法第29条・法第35条第2項）

1 廃棄の手続き

- (2) 麻薬処方せんにより調剤された麻薬の廃棄（麻薬施用者自らが調剤した麻薬の廃棄を含む。）（法第35条第2項）

～～～（中略）～～～

さらに、麻薬帳簿にその旨を記載するか、廃棄用の補助簿を作成して記録する必要があります。

- (3) （略）

2 廃棄方法

(1) 経皮吸収型製剤（未使用）

1 (1)で発生した陳旧麻薬等、1 (2)で返却された未使用製剤は、焼却可能であれば焼却処分してください。焼却できない場合には、パッチのライナー層を剥がし、粘着面を内側に二つ折りにして貼り合わせた後、ハサミなどで細断し、通常の医薬品と同様に廃棄してください。なお、シュレッダーによる廃棄は行わないでください。

(2) 経皮吸収型製剤（使用后）

患者が使用した後の使用済み製剤（貼付途中で剥がれたものを含む。）は、粘着面を内側に二つ折りにして貼り合わせた後、通常の医薬品と同様に廃棄してください。

3 調剤済麻薬廃棄届の記載方法

- ③ 複数の麻薬を廃棄した場合などは、品名、廃棄の方法、廃棄の理由欄に「別紙のとおり」と記載し、所定の項目について記載した別紙を添付しても差し支えありません。

（例）

別紙

| 品名 | 数量 | 廃棄年月日 | 患者の氏名 | 廃棄の方法 | 廃棄の理由 |
|-----------------------------------|-----------|------------------------|-------------|-----------|----------------------|
| モルヒネ塩酸塩内用液剤「〇〇〇」5mg | 3包 | 平成23年 1月〇〇日 | 〇村〇夫 | 放流 | 処方変更 |
| フェンタニルケエン酸塩注射液「〇〇〇」10mg | 2A 4mL | 平成23年 1月〇〇日 | △野△美 | 放流 | 準備後、容態変化 |
| モルヒネ塩酸塩坐剤「〇〇〇」10mg | 5個 | 平成23年 1月〇〇日 | □井□男 | 溶解放流 | 患者からの返却 |
| <u>フェンタニルケエン酸塩経皮吸収型製剤「〇〇〇」1mg</u> | <u>1枚</u> | <u>平成23年 1月〇〇日</u> | <u>◇本◇子</u> | <u>細断</u> | <u>転入院時の持参分受入れ廃棄</u> |

第 8 麻薬の事故届(法第 35 条)

～～～ (中略) ～～～

なお、入院患者が交付された麻薬を患者の不注意で紛失等した場合（病院の管理から完全に離れている場合）には、麻薬管理者は麻薬事故届を提出する必要はありませんが、紛失等した状況を患者から聴取して原因を把握したうえで、盗難や詐取等された蓋然性が高い時は、都道府県薬務主管課又は保健所にその状況を報告するとともに、警察にも連絡してください。

第 1 1 携帯輸出入(法第 13 条・法第 17 条)

～～～ (中略) ～～～

詳細については、地方厚生局麻薬取締部「麻薬取締官」のホームページ等をご確認ください。

「麻薬取締官」のホームページアドレス <http://www.nco.go.jp/shinsei5.html>

なお、渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への麻薬の携帯輸入若しくは当該国からの携帯輸出の可否等不明な点がありましたら、各国の在日大使館等にお問い合わせ頂き、事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続きについても併せて問い合わせ、トラブル等の発生のないようご注意ください。